対象　市内在住の母子家庭、父子家庭、寡婦の方

就職活動や疾病、看護、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加など、

一時的に日常の家事や子育ての支援が必要に

なったことはありませんか？

お困りの方のために、筑紫野市では「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施しています。

● 対象となる方

【利用できる事由】

就職活動、技能取得のための通学、
疾病、看護、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加、離婚等による環境の激変
など

【支援の内容】

乳幼児の保育
住居の掃除
生活必需品の買い物
洗濯　　など

注意 ① 一時的な支援のため、年間を通しての継続的な利用はできません。
② 利用は、月５回又は月１０時間以内です。

● 利用料金（1時間あたり）

区分	子育て支援（児童一人の場合）	生活支援
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※保育所、学童保育所へのお迎えのみの利用はできません。
（お迎え後の子育て支援は生活支援となります。）送迎中の時間も料金が発生します。
※支援の際にかかる実費は、別途利用者負担となるものがあります。
※利用するには、事前登録が必要です。
※利用者の居宅での子育て支援は、生活支援となります。

※利用方法は裏面をご覧ください。

●利用方法

① 利用登録をする

筑紫野市こども政策課給付・支援担当へ登録申請書を提出してください。

※毎年4月に利用登録の更新手続きが必要です。（未更新の場合は利用できません）

（登録に必要なもの）

・登録申請書

・児童扶養手証書の写し

・生活保護受給証明の写し　※生活保護世帯の場合

※所得証明書が必要な場合があります。

② 利用前面談を受ける

利用の前に支援員との面談がありますので、詳細な希望などは支援員に伝えてください。

③ 利用予約をする

利用希望日、利用時間を予約してください。

※利用日程の変更・中止は、必ず事前に連絡してください。（キャンセル料が発生する場合があります）

④ 利用料金を払う

利用当日、支援員が持参する「支援確認書」に署名・押印のうえ、支援員に所定の利用料金を払ってください。（利用料金は表面を参照）

※ 生活必需品の買物や支援の一環で必要な交通費等は実費相当額を利用者の方に負担していただきます。

●派遣時間帯

通常時間は9時から18時までですが、それ以外の時間帯についても派遣を希望することができますので、ご相談ください。

※必ずしも希望どおり派遣ができるわけではありませんので、ご了承ください。

●支援期間

支援の期間は、利用者の日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲とし、原則、月5回または月10時間以内を限度とします。

●支援の場所

利用者の居宅、支援員の居宅、講習会等の受講場所　など

【申込み・お問い合わせ先】

筑紫野市 こども部 こども政策課 給付・支援担当　電話　092-923-1111（内線412・413）